

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第140号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条の2中「601,000円」を「487,000円」に改める。

別表第1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得（以下「基準所得」という。）が322,000円以下の場合の項中「322,000円」を「259,000円」に改め、同表基準所得が322,000円を超え、445,000円以下の場合の項中「322,000円」を「259,000円」に、「445,000円」を「350,000円」に改め、同表基準所得が445,000円を超え、601,000円以下の場合の項中「445,000円」を「350,000円」に、「601,000円」を「487,000円」に改める。

別表第3 2三条市営住宅第21棟の項の次に次の1項を加える。

三 条 市 営 住 宅 第 2 2 棟	27,600
---------------------	--------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に特定公共賃貸住宅に入居している者に対するこの規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅政策課)